

小平市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)

<該当条項抜粋>

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p>第4章 保有個人情報の利用及び提供(第10条—第11条)</p> <p>第5章から第10章まで (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。</u></p> <p><u>(6)から(10)まで (略)</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p>第4章 保有個人情報の利用及び提供(第10条・第11条)</p> <p>第5章から第10章まで (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)から(8)まで (略)</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)から(8)まで (略)

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。

2及び3 (略)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有特定個人情報の当該実施機関内における利用(以下この条において「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用をすることができる。

3 実施機関は、目的外利用をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにするものとする。

(外部提供の制限)

3 実施機関は、個人情報\_\_\_\_\_を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)から(8)まで (略)

(利用\_\_\_\_\_及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報\_\_\_\_\_を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。

2及び3 (略)

(外部提供の制限)

第11条 (略)

2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供(保有特定個人情報の外部提供を除く。)をしてはならない。

(1)及び(2) (略)

(開示を請求できる者)

第12条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求方法)

第13条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人\_\_\_\_\_であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

(開示請求に対する決定)

第14条 (略)

2から5まで (略)

第11条 (略)

2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供\_\_\_\_\_をしてはならない。

(1)及び(2) (略)

(開示を請求できる者)

第12条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人\_\_\_\_\_は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求方法)

第13条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人\_\_\_\_\_であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

(開示請求に対する決定)

第14条 (略)

2から5まで (略)

6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者(第12条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次項、第16条第2号及び第3号並びに第17条第2項において同じ。)以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された市政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 (略)

(開示の方法)

第15条 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2及び3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次項、第16条第2号及び第3号並びに第17条第2項において同じ。)以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された市政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 (略)

(開示の方法)

第15条 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2及び3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 代理人による開示請求がなされた  
場合において、開示することが本人  
の利益に  
反すると認められる情報

(訂正請求に対する決定)

第21条 実施機関は、第20条第1項の訂正請求書が提出されたときは、必要  
な調査を行い、速やかに(相当の理由がある場合にあつては、当該訂正請  
求があつた日の翌日から起算して30日以内に)、訂正請求をした者(以下  
「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正  
する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければ  
ならない。ただし、同条第3項において準用する第13条第3項の規定に  
より補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に  
算入しない。

2から5まで (略)

(利用停止を請求できる者)

第21条の4 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次  
の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号  
に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたとき、第10条若しくは第10条の2  
の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反  
して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた  
場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に  
反すると認められる情報

(訂正請求に対する決定)

第21条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書が提出されたときは、必要  
な調査を行い、速やかに(相当の理由がある場合にあつては、当該訂正請  
求があつた日の翌日から起算して30日以内に)、訂正請求をした者(以下  
「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正  
する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければ  
ならない。ただし、第20条第3項において準用する第13条第3項の規定に  
より補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に  
算入しない。

2から5まで (略)

(利用停止を請求できる者)

第21条の4 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次  
の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号  
に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたとき、又は第10条  
の規定に違反して利用されているとき \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第10条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき  
当該保有個人情報の提供の停止

2 (略)

(手数料等)

第22条 自己を本人とする保有個人情報の開示(第12条第2項に規定する代理人\_\_\_\_\_に対する開示を含む。)に係る手数料は、無料とする。ただし、当該保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(所掌事務)

第32条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するとされた事項について審議するほか、次に掲げる事項  
\_\_\_\_\_について実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる  
ことができる。

(1) 番号利用法第27条第1項の規定による評価に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項

(他の制度との調整等)

第38条 (略)

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第10条\_\_\_\_\_の規定に違反して提供されているとき  
当該保有個人情報の提供の停止

2 (略)

(手数料等)

第22条 自己を本人とする保有個人情報の開示(第12条第2項の規定による法定代理人に対する開示を含む。)に係る手数料は、無料とする。ただし、当該保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(所掌事務)

第32条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するとされた事項について審議するほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項  
\_\_\_\_\_について実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる  
ことができる。

(他の制度との調整等)

第38条 (略)

2 <u>保有特定個人情報の開示については、前項の規定は、適用しない。</u> 3から5まで (略)	2から4まで (略)
---	------------

小平市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

<該当条項抜粋>

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項又は第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7)から(11)まで (略)</u></p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>の目的外利用をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)から(10)まで (略)</u></p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報_____の目的外利用をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

(開示請求に係る事案の移送)

第18条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第21条の2第1項、第21条の4第1項、第21条の5第1項第2号、第21条の6並びに第21条の7第1項及び第2項において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第21条の3 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第18条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報\_\_\_\_\_が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第21条の3 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先\_\_\_\_\_に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。